

## 渥美半島たはらブランド認定に係る誓約書

渥美半島たはらブランドの認定申請を行うに当たり、渥美半島たはらブランド認定事業実施要領の定めるところを誠実に遵守するとともに、認定を受けた場合においては、次の事項について特に留意することを誓約いたします。

- 1 認定品の生産、製造又は販売を通じて、積極的に情報発信を行い、田原市のイメージ向上に繋げるよう努めること。
- 2 認定品の計画的な生産、製造及び適正な保管・流通体制の整備に努めること。
- 3 認定品の品質、流通、販売等において事故・苦情等の問題が生じたときは、申請者がその責任を負い、解決に対し誠実に対処すること。
- 4 認定品に係る取引、商談、交渉、宣伝等一切の活動において、当該認定品の品質、性状、性能等を市が保証するとの誤認を与える行為をしないこと。

令和元年6月〇〇日

田原市長 様

(申請者) 申請品 渥美半島たはらジャム

住所 田原市田原町南番場30番地1

(法人及び団体は主たる事務所の所在地)

氏名 株渥美半島ブランド 代表取締役 田原 一郎 ㊞

(法人及び団体は名称及び代表者の職・氏名)